

鎌倉市鏑木清方記念美術館 令和6年度(2024年度)第1四半期実績評価

1 利用の承認等に関する業務(第1号)

- ・この四半期の来館者数は4,644人で、昨年度の同四半期来館者数5,150人との比較で506人、約9.8%減少した。
- ・特別利用の申請に対し、適正に対応した。(承認件数:貸出1件、熟覧1件)

2 施設及び設備に関する業務(第2号)

- ・保守点検及び清掃について、適切に実施した。
- ・年度協定書で定める1件あたりの額(20万円)以下の不具合については、指定管理者の負担により適切に修繕を実施した。また、市が実施した修繕についても立会い等協力した。

3 鏑木美術品等の収集、修復、調査研究等に関する業務(第2号)

- ・美術品の適切な温湿度管理を実施した。
- ・作品棚卸し(所在確認)を4月25日、5月30日、6月20日に実施した。
- ・6月12日に寄託予定品を、同月20日に寄贈予定品(2点)を預かった。
- ・鏑木清方の日記について翻刻を行った。
- ・鏑木清方や関連人物・事項について調査を行った。

4 美術館の事業の企画及び実施に関する業務(第3号)

・4月16日までは、前月から引き続き企画展「子どもへのまなざし～清方が描いた子どもたち～」を開催した。4月19日から5月22日までは、特別展「清方えがく、華やぐ舞台―芝居絵を中心に―」を開催し、閉場中の国立劇場から借用した「野崎村」を展示するなど、芝居を好んで積極的に取材した清方の一面を紹介した。5月25日からの特別展「清方と二人の弟子―門井掬水・西田青坡」では、清方の最も近くで学んだ2人の弟子を取り上げ、作品を並べて展示することで、共通点がありながらもそれぞれ独自の画風に発展していった様を見せた。

- ・講演会やワークショップを開催し、教育普及に努めた。

(実施内容)

- ・展示解説 合計19回(参加者400人) ※うち1回は手話付き展示解説
- ・春休み親子鑑賞 4月1日～4日(23人) ※春休み期間の小中学生と同伴者の利用が無料
- ・親子・子ども参加プログラム 4月2日、3日(25人)
- ・市民講座 4月23日～27日(50人)
- ・日本画ワークショップ 5月18日、6月23日(48人)
- ・美術講演会「絵から見る明治・大正・昭和のおしゃれ」 6月4日(38人)

・川喜多映画記念館と協力し、「紫陽花の咲く記念館を巡る展示解説ツアー」を実施した。(3日間合計122人参加)

- ・チラシ、ポスター等の作成及びSNSの活用により、美術館の活動周知を積極的に実施した。
- ・4月23日から29日まで、地下道ギャラリー50において子ども参加プログラムの作品を展示した。

5 その他市長が定める業務等(第4号)

- ・法令を遵守し、適正な美術館の運営を行った。
- ・定められた期日までに例月の指定管理業務報告書を提出した。
- ・市と連絡調整を適切に行い、苦情が発生した際も速やかに報告し、適切に対処した。

6 全体評価

・この四半期の来館者数は4,644人で、昨年度の同四半期来館者数5,150人との比較で506人、約9.8%減少した。全体的な来館者数は伸び悩んだが、この四半期は「歌舞伎」や「弟子」といった側面から清方を取り上げたことで新たな客層を取り込んだり、また市民講座や美術講演会、手話付き展示解説といった教育普及活動も熱心に行った。特に、鎌倉という土地柄、紫陽花への注目度は高く、近隣の川喜多映画記念館と協力して実施した「紫陽花の咲く記念館を巡る展示解説ツアー」は3日間で122人が参加し、メディアにも取り上げられた。今四半期で美術館に初めて訪れた来館者も多いと思われ、そのような方の2度目3度目の来館に繋がるよう、第2四半期も企画の充実に取り組まいたい。

・作品及び資料の調査研究を引き続き計画的に進めるとともに、その成果をより多くの方々に伝えていくよう積極的に取り組まいたい。

・施設の維持管理業務に関しては、日常点検をはじめ、各種定期点検を計画的に実施している。市への報告も徹底されており、適切な対応が取れている。

※評価の項目は条例第4条第1項の各号に準じる。

鎌倉市鏑木清方記念美術館 令和6年度(2024年度)第1四半期判定評価

評価の視点	評価判定項目		評価結果	減点
利用の承認等に関する業務(第1号)	利用者対応	利用料金を適切に徴収し、帳簿を作成している。	○	
	特別利用	申請に対し適正な承認を行っている。	○	
施設及び設備に関する業務(第2号)	管理	設備の保守や清掃等を行い、施設を適切に管理している。	○	
	点検	定められた点検について適切に実施している。	○	
	修繕	不具合箇所を放置せず、必要に応じて修繕を実施している。	○	
鏑木美術品等の収集、修復、調査研究等に関する業務(第2号)	収集管理	収蔵美術品の所在を明確に管理し、新たに収集した美術品等についても適切に対応している。	○	
	保存修復	収蔵美術品を適切な環境で保存し、必要に応じて修復を行っている。	○	
	調査研究	計画どおりに調査及び研究を行い、その成果を公開している。	○	
美術館の事業の企画及び実施に関する業務(第3号)	展示	計画どおりに展覧会を開催している。	○	
	展示以外の事業	美術館の設置目的を達成するために必要な業務(教育普及活動など)を行っている。	○	
	周知活動	美術館及び展覧会の周知を積極的に実施している。	○	
	業務内容向上	来館者のニーズを把握し、反映に努めている。	○	
その他市長が定める業務等(第4号)	事務処理	市に対し、定められた期日までに報告書を提出している。	○	
	報告	市との連絡調整を適切に行い、協議を行った事項については確実に実施している。	○	
	トラブル対応	来館者や近隣との間にトラブルが生じた場合、適正な対処をすると同時に、市への報告が適切に行われている。	○	
	危機管理体制	事故、災害時の緊急時の連絡体制整備、対応措置、市への報告が適切に行われている。	○	
	人員体制	事業計画書等に即した適正な人員及び資格者を配置し、人員に対して研修等自己啓発の努力がなされている。	○	
	経理事務	固有の口座を保有し、適正な会計処理を行い、光熱水費等を滞納していない。	○	
	個人情報保護	個人情報の漏えい、滅失等の事故防止対策を講じている。	○	
	法令等遵守	法令・条例等に基づき必要な点検・報告等を行っており、業務上知り得た情報を第三者に漏洩していない。	○	
※評価の視点は条例第4条第1項の各号に準じる。				0

実施されている場合・・・○ 実施されていない場合・・・× ※×1つにつき5点とする。

特記事項

減額率	
減点の合計	減額率
10～15	5%
20～25	10%
30～	20%